

（仮称）四街道市みんなが笑顔のまち子ども条例解説案

四街道市では、全ての子どもが健やかに育つことができるよう、その理念を共有し、みんなで子どもの成長を支えていくことを目的にこの条例を定めました。

この条例は、条例の対象である子どもたちにも読んでもらいたいという思いから、親しみやすく読みやすいものとなるよう、文章の表現や量に配慮しました。

（前文）

あなたたち子どもは、一人ひとりがかげがない存在であり、差別されることなく大切にされます。

あなたたちは、平和で安全な環境のなかで、心もからだも健康に、夢や希望を持って自分らしく成長することができます。

あなたたちは、自由に自分の意見を表すことができます。わたしたち大人は、その意見を受け止め、大切にします。

わたしたちは、子どもに関するあらゆる活動について、あなたたち子どもにとって何が最も良いことなのかを考えます。

わたしたちは、未来を担うあなたたちと一緒に家庭、学校、地域などをつくっていきます。

わたしたちは、お互いに協力してあなたたちの成長を支えていくことを約束し、国が結んだ「児童の権利に関する条約」の基本的な考え方を踏まえて、この条例を定めます。

【解説】

◆前文では、基本的な考え方（基本理念）として、子どもの権利が守られること、子どもに関わる人たちが協力して子どもの成長を支えていくことを子どもたちへのメッセージと大人たちの決意として表現しています。

◆前半の4段落は、子どもの権利条約に謳われている4つの一般原則を表しています。

- ・子ども一人ひとは、いかなる差別も受けることなく、生まれながらに持つ権利が保障され、大切にされること。（子どもの権利条約第2条）
- ・子どもの命は大切に守られ、平和で安全な環境のもと、心身ともに健康に成長・発達することができること。また、子ども一人ひとりの違いが認められ、自己肯定感を持って、自分らしく成長できることが保障されること。（同第6条）
- ・子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、その意見は適切に配慮、尊重されること。（同第12条）

- ・子どもに関するあらゆる活動において「子どもの最善の利益」を考慮すること。（同第3条）

◆後半の2段落は、大人たちの決意として、未来を担う子どもの成長を支えることは未来のまちづくりに繋がることであることを認識し、子どもを社会の一員と捉えて、一緒に家庭、学校、地域などをつくっていくことを表しています。

また、子どもに関わる様々な主体は、自らの責任や役割を自覚し、お互いに連携して子どもの成長を支えること約束し、国が平成6年に批准した「児童の権利に関する条例(子どもの権利条約)」の趣旨を踏まえて、この条例を定めたことを表しています。

第1章 基本となる事項

条例の目的、言葉の定義、市や市民などの役割を定めています。

(目的)

第1条 この条例は、子どもが健やかに育つことができるよう、子どもに関わる人たちの役割などを定めて、みんなで子どもの成長を支えていくことを目的とします。

【解説】

- ◆子どもはどのような存在なのか、子どもが健やかに成長するためには何が必要なのかを考え、子どもに関わるすべての人たちが、自らの責任と役割を自覚し、みんなで子どもの成長を支えていくことが本条例を制定する目的です。
- ◆「みんなで」には、市のほか、子どもの保護者や家族、地域住民、市民活動団体や事業者、学校などの子どもが育ち、学ぶ施設の関係者など子どもに関わるすべての人が含まれます。本市がこれまで進めてきた、市民が主体的に市政に参加・協働する「みんなで地域づくり」の取組を活かして、子どもの成長を支えていくことを表しています。

(言葉の意味)

第2条 この条例で使う言葉の意味は、次のとおりとします。

- (1) 子ども おおむね 18 歳未満の人をいいます。
- (2) 保護者 親など子どもを養育する人をいいます。
- (3) 地域住民 市内に住む人、市内で働いたり、学んだりする人、市内で活動する人や団体などをいいます。
- (4) 学校など 学校、認定こども園、幼稚園や保育所、その他子どもが育ち、学ぶための場所をいいます。

【解説】

- ◆ 条例に用いられる言葉である「子ども」「保護者」「地域住民」「学校など」を定義しています。
- ◆ 「子ども」の定義は、子どもの権利条約や児童福祉法では 18 歳未満の者とされており、民法の成年年齢も 18 歳に引き下げられることなどから、基本的には「18 歳未満」とします。しかしながら、子ども・子育て支援法では、「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」とされているなど法律においても定義が異なることや、18 歳は高校 3 年生の年齢であり、実質的に親の保護を受けていることも多いことなどを考慮し、18 歳以上であっても、18 歳未満の子どもと同等に扱うことが適当である人を含めることが妥当であることから、「おおむね 18 歳未満」とします。
- ◆ 「保護者」の定義は、子どもの親や、親に代わって養育する者として、親に代わって養育する者には、未成年後見人や里親、未成年の親に代わって子どもを養育する祖父母などが該当します。
- ◆ 「地域住民」の定義は、市内在住の者のほか、市内に通勤・通学する者、市内で活動している団体や個人をいいます。
- ◆ 「学校など」の定義は、学校教育法に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定されている認定こども園、児童福祉法に規定されている保育所、児童養護施設、児童厚生施設、こどもルーム等のほか、民間が運営するものも含め、広く子どもが育ち、学ぶための施設とします。

(市民などの役割)

第3条 子どもの保護者や家族は、子どもが心もからだも健康に育つことに対して、最も大きな責任があることを自覚し、子どもと向き合い、子どもの気持ちに寄り添い、深い愛情をもって子どもを守り育て、子どもが社会の中で生きていくために必要な力を養うことができるような家庭環境をつくるものとします。

2 地域住民は、みんなで子どもの成長を見守り、支えることの大切さを認識し、子どもが健やかに育つよう協力するものとします。

3 事業者は、子どもの保護者や家庭にとって子育てしやすい環境をつくるよう努めるものとします。

4 すべて市民などは、未来の親たちが希望をもって、安心して親になれるようなあたたかい地域をつくるよう努めるものとします。

【解説】

- ◆子どもが健やかに育つことができるために、「子どもの保護者や家族」「地域住民」「事業者」「すべて市民など」の役割を定めています。
- ◆子どもの権利条約や児童福祉法では、子どもの保護者は、子どもの養育や発達について第一義的責任を負うことが規定されています。子どもを取り巻く環境は厳しく、様々な困難がある中、保護者は自らの責任を自覚する必要があります。
- ◆子どもは、保護者の深い愛情を受け、自分が大切にされているという安心感や自己肯定感を育んでいきます。子どもの保護者は、子どもとのふれあいを大切に、年齢や発達に応じた適切な養育を行わなければなりません。
- ◆また、保護者は子どもが社会の中で自立して生きていくために必要な規範意識や基本的な生活習慣などを身につけることができるような家庭環境をつくる必要があります。
- ◆祖父母やきょうだいなどの家族も保護者と同じように子どもの成長に対する責任を認識し、保護者とともに子どもが安らぎを感じられる家庭を築いていくものとします。
- ◆子どもは、親や学校などの先生以外の大人との関わりの中で、自己肯定感や豊かな人間性を育んでいきます。また、犯罪、いじめ、虐待などから守り、子どもたちが安心して過ごすことができる地域づくりに地域住民の協力は欠かせません。
- ◆核家族化が進むなか、地域住民の役割は大きくなっています。子育てに悩む保護者や家庭が孤立することがないように、地域住民は子どもとその保護者や家庭をまるごと温かく包み込む存在となり、子どもの健やかな成長のために協力するものとします。
- ◆事業者は、事業活動を行う全ての人や団体を指しており、雇用する人が仕事と子育てを両立できるように、育児休業などの制度の整備やその制度を利用しやすい職場風土づくりなど労働環境を整えるよう努めるものとします。
- ◆「すべて市民など」には、「子どもの保護者や家族」「地域住民」「事業者」が含まれます。
- ◆安心して子どもを産み育てることができるあたたかい地域をつくっていくことは、これから子どもを産み、育てていく若い世代に対する応援メッセージとなります。また、そのことは、未来を生きる子どもたちの健やかな成長につながっていきます。

(学校などの役割)

第4条 学校などは、子どもが友だちとの交流や様々な経験、学びを通じて、豊かな心と思いやりのある人間性を持ち、たくましく成長できる場となるよう努めるものとします。

2 学校などは、子ども一人ひとりが、安心して育ち、学ぶことができる環境をつくるよう努めるものとします。

【解説】

- ◆子どもが健やかに育つことができるために、「学校など」の役割を定めています。
- ◆学校などは、子どもが長い時間を過ごす場であり、子どもの成長に大きな役割を担っています。
- ◆すべての子どもが大切にされ、健やかに成長するためには、一人ひとり違いはあっても、他者にも自分と同様に人格があり、大切にされなくてはならないことを子ども自身が理解する必要があります。
- ◆学校などの子どもが育ち、学ぶ施設は、子どもが他者との交流や様々な経験、学習などから、豊かな感性や他者を思いやる心を育み、困難な状況においても、他者と協力し、自己肯定感を持って、たくましく未来を切り拓く力を養えるよう努めるものとします。
- ◆学校などは、子どもやその家庭に目を配り、市などの関係機関と連携を図りながら、いじめや虐待などから子どもを守り、子ども一人ひとりが大切にされ、安心して過ごすことができるための環境づくりに努めるものとします。

(市の役割)

第5条 市は、子どもに関わる人たちと協力しながら、第6条から第12条までに掲げる基本的な取組その他必要な取組を計画的に行います。

【解説】

- ◆子どもが健やかに育つことができるために、市の役割を定めています。
- ◆市は、子どもの最善の利益を考慮し、子どもに関わる様々な主体と協力し、調整を図りながら、子ども・子育て施策に関する計画を策定し、総合的かつ計画的に推進します。
- ◆市が実施する基本的な取組は、第6条から第12条までに掲げます。

第2章 市が行う基本的な取組

子どもが健やかに育つことができるために、市が行う基本的な取組を定めています。

（子どもの意見表明や参加）

第6条 市は、子どもが自分の考えや意見を表す機会や子どもがまちづくりや地域活動に参加できる機会をつくとともに、子どもが主体的に行う活動を支援します。

【解説】

- ◆子どもの意見表明とその尊重は、子どもの権利条約でも一般原則の1つに掲げられています。
- ◆市民参加条例では、市民参加できる市民に年齢制限を設けていませんので、制度上、子どもであっても自分の考えや意見を表すことができます。しかしながら、現行の仕組みの中で子どもが市の行う活動に対して自分の考えや意見を表すことは難しいと考えられます。
- ◆市が行う子どもや子育てに関する施策に“子どもの視点”を活かすことは、子どもの最善の利益を確保する観点で重要であることから、市は、子どもに関わる施策を行う場合には、子どもの年齢や発達に応じて意見を聴取する方法を工夫し、子どもの意見を取り入れることができるよう努めます。
- ◆子どもを大人に守られるだけの存在としてではなく、社会の一員と捉え、まちづくりや地域活動への参加を促進することは、子どもの自立と社会性を育み、一人の人間として成長していくことに寄与することから、市は子どもが主体的に行う活動を支援します。

（子どもの健康と安全）

第7条 市は、子どもが心もからだも健康に、安全で良好な環境のもとで生活できるよう努めます。

- ◆子どもには、命が大切に守られ、平和で安全な環境のもと、心身ともに健康に成長・発達できる権利があります。また、子どもを対象としたアンケートでは、「平和で犯罪や事故のない安全な四街道市に住みたい」という意見が多くありました。
- ◆全国的に子どもが巻き込まれる事件や事故が多発しています。また、最近はスマートフォンの普及に伴い、インターネットやSNSを介した事件も発生しています。
- ◆市は、子どもの心身の健康維持、増進に取り組むとともに、子どもが事故や犯罪に巻き込まれることなく、安全で良好な環境のもとで生活できるように努めます。

(虐待やいじめへの対応)

第8条 市は、子どもが虐待やいじめなどを受けることがないように、予防や早期発見に努めます。
2 市は、子どもが虐待やいじめにあったことを知ったときは、子どもを守るために適切に対応します。

- ◆虐待やいじめは著しい人権侵害であり、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を与えるだけでなく、場合によっては生命に危険を及ぼす、決して許される行為ではありません。
- ◆虐待に関しては、国は「児童虐待の防止等に関する法律」を制定し、児童虐待を定義、禁止するとともに、国や地方公共団体の責務についても規定しました。
- ◆市は、児童虐待の予防や早期発見に努めるとともに、通告等により虐待が確認された場合には、迅速かつ適切に対応していますが、全国的に虐待による悲惨な事件が繰り返される状況があることから、更なる対応強化を図っていきます。
- ◆いじめに関しては、市は「四街道市いじめ防止対策推進条例」を制定し、いじめ防止及び早期発見などいじめ防止対策を総合的に実施しています。

(子どもの居場所)

第9条 市は、子どもが安心して過ごし、遊んだり、活動したりできる場所や、困ったときや助けが必要なときに相談できる場所をつくります。

- ◆子どもには、安心して過ごすことができ、休息ができ、ありのままの自分でいられて、思い思いに自由に過ごしたり、活動したりできる居場所が必要です。
- ◆子どもの居場所は、子どもがそこでの活動や友だち、周囲の大人との関わりのなかで、主体性や社会性、自己肯定感などを養うことができる場であるとともに、困ったり、迷ったり、助けが必要な時の拠りどころにもなります。
- ◆市は、放課後や休日の子どもの居場所づくりに取り組むとともに、子どもが困ったときや助けが必要なときに相談しやすい体制整備に取り組めます。

(子どもの貧困対策)

第10条 市は、生まれ育った環境に左右されず、すべての子どもが夢や希望を持って成長できるよう、子どもの貧困対策に取り組みます。

- ◆「子どもの貧困対策の推進に関する法律」には、子どもの権利条約の精神にのっとり子どもの貧困対策を推進することが明記されており、地方公共団体には、国と協力して地域の状況に応じた施策を実施する責任があります。
- ◆市は、子どもや保護者の生活実態の把握に努め、関係部署のほか、地区の社会福祉協議会や市民活動団体などの取組とも連携して様々な視点から子どもの貧困対策に取り組みます。

(子どもに関わる人たちへの支援)

第11条 市は、みんなで子どもの成長を支えていく地域となるよう、子どもに関わる人たちを支援します。

- ◆保護者や家族には、子どもの健やかな成長に対して大きな責任があります。その一方、子どもを取り巻く環境は非常に複雑、多様になっており、保護者や家族だけでは解決することが難しい問題もあります。
- ◆また、核家族化など家族構成の変化や地域コミュニティとの関係の希薄化などにより、保護者や家庭が孤立しやすい状況があります。
- ◆市は、保護者や家族が安心して子育てができるよう、情報提供や相談・助言、保育サービスの充実や子育て家庭同士の交流の促進など必要な支援を行います。
- ◆市内では、地域で子どもの成長を支えようとする様々な活動が展開されています。市は、そのような地域住民等による主体的な活動を支援します。
- ◆市は、子どもが長い時間を過ごす学校などで子どもに接する教諭や保育士などが、子どもの成長のために自分の役割を果たすことができるよう、必要な支援をします。

(普及)

第12条 市は、この条例の内容や子どもの権利の大切さを広めるよう努めます。

- ◆市は、条例の内容や子どもの権利について、子どもを含む市民が学び、理解を深め、この条例の目的が達成されるよう、周知啓発に努めます。
- ◆子どもに対しては、この条例のメッセージが伝わり、自分が大切にされ、守られていることが実感でき、自尊感情の醸成につながるよう、また、同時に他者も同じように大切にされる存在であることを知り、他者を思いやる心が育まれるよう、わかりやすい周知に努めます。